

強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領の新旧対照表（別表）

改正後						現 行						改正理由
別表（第1、第5、第9関係）						別表（第1、第5、第9関係）						
区分	メニュー	事業内容	事業実施主体	採択要件、実施基準	補助率等	区分	メニュー	事業内容	事業実施主体	採択要件、実施基準	補助率等	
推進事業	産地競争量の強化 産地収益力の強化に向けた総合的推進  〔土地利用型作物、果樹、生産体制保安、家畜改良増殖、生乳乳製品流通〕	この事業は、メニュー欄の対策を推進するための事業とし、次に掲げる内容を実施できるものとする。 1 協議会の開催 2 行動計画の作成 3 調査の実施 4 実証、試験の実施 5 技術の普及 6 啓発活動 7 その他（知事が別に定	市町村 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。） 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） 市場関係者（知事が別に定めるものをいう。ただし、野菜を対象とする場合に限る。） 消費者団体（知事が別に定めるものをいう。ただし、野菜を対象とする場合に限る。） 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する団体をいう。ただし、野菜を対象とする場合に限る。）	次に掲げる <u>全て</u> の要件を満たすこと。 1 受益農家が3戸以上であること。 2 事業実施より目標を定めていること。 3 知事が別に定める要件及び基準等を満たしていること。	1/2以内	推進事業	産地競争量の強化 産地収益力の強化に向けた総合的推進  〔土地利用型作物、 <u>畑作物・地域特産物、果樹、生産体制保安、環境保全型農業、家畜改良増殖、生乳乳製品流通、多角的農作業</u> 、 <u>コントラクター育成</u> 〕	この事業は、メニュー欄の対策を推進するための事業とし、次に掲げる内容を実施できるものとする。 1 協議会の開催 2 行動計画の作成 3 調査の実施 4 実証、試験の実施 5 技術の普及 6 啓発活動 7 その他（知事が別に定	市町村 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。） 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） 市場関係者（知事が別に定めるものをいう。ただし、野菜を対象とする場合に限る。） 消費者団体（知事が別に定めるものをいう。ただし、野菜を対象とする場合に限る。） 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する団体をいう。ただし、野菜を対象とする場合に限る。）	次に掲げる <u>すべて</u> の要件を満たすこと。 1 受益農家が3戸以上であること。 2 事業実施より目標を定めていること。 3 知事が別に定める要件及び基準等を満たしていること。	1/2以内	○一部補助対象事業の終了

	める取組に限る。)	地方公共団体所属団体（消費者団体又は特定非営利活動法人及び地方公共団体が所属している団体をいう。）知事、総合振興局長又は振興局長が適当と認める団体（以下「特認団体」という。）			める取組に限る。)	地方公共団体所属団体（消費者団体又は特定非営利活動法人及び地方公共団体が所属している団体をいう。）知事、総合振興局長又は振興局長が適当と認める団体（以下「特認団体」という。）		
--	-----------	---	--	--	-----------	---	--	--